

平成 31 年度明石市立明石商業高等学校食堂営業事業者募集について

公募期間：平成 31 年 1 月 17 日(木)から平成 31 年 1 月 29 日(火)午後 4 時 55 分まで

募集期間：平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間(1 年更新)

営業時間：11:00 から 16:30 まで

営業日数：約 200 日/年間

その他：座席数 180 席 生徒数約 830 人 常勤職員数約 70 人

※希望者は、明石商業高等学校事務局 ☎(078)918-5950 までご連絡ください。詳細をお知らせします。

応募申込書及び主要販売予定品目等一覧(メニュー及び価格表)並びに会社概要を確認後、選定させていただきます。

明石商業高等学校食堂概要

座席数	180 席(6 名×30 机)
生徒数	約 830 名
常勤職員数	約 70 名
営業時間	職員利用 11:00~12:45 生徒利用 12:45~13:20 放課後販売 15:20~16:30
使用料	無料
営業日数	約 208 日 平成 29 年度実績 4 月：16 日間 10 月：21 日間 5 月：20 日間 11 月：21 日間 6 月：22 日間 12 月：16 日間 7 月：13 日間 1 月：17 日間 8 月：9 日間 2 月：18 日間 9 月：20 日間 3 月：15 日間
光熱水費	事業者負担(電気・プロパンガス・水道) 別紙、平成 29 年度実績
自動販売機	事業者が契約・設置 現在 6 台設置(屋外 6 台) ※うち 1 台は、売上の一部を寄附目的とする自動販売機である
貸与設備	別紙のとおり
過去売上高	別紙のとおり
メニュー表	別紙のとおり
その他	学校側の希望 靴下等学用品販売

平成 29 年度 明石市立明石商業高等学校食堂 光熱水費

平成 29 年度	プロパンガス		電気		上・下水道	
	使用量(m ³)	料金(円)	使用量(kwh)	料金(円)	使用量(m ³)	料金(円)
4 月	107	36,380	1,388	21,736		
5 月	115	39,100	1,670	26,152	40	10,320
6 月	148	50,320	1,996	31,257		
7 月	53	18,020	1,925	32,224	52	14,661
8 月	25	8,500	1,970	32,977		
9 月	120	40,800	2,015	33,731	33	8,400
10 月	123	41,820	1,750	16,527		
11 月	138	46,920	1,650	15,583	50	13,937
12 月	94	31,960	1,486	14,033		
1 月	141	47,940	1,297	12,249	45	12,129
2 月	123	41,820	1,336	12,617		
3 月	64	21,760	1,501	14,176	38	9,771
合計	1,251	425,340	19,984	263,262	258	69,218

料金算出方法

プロパンガス 単価 340 円/m³(税別)

電気 単価 15 円 66 銭/kwh(その他季料金(4/1~6/30)税込)

単価 16 円 74 銭/kwh(夏季料金(7/1~9/30)税込)

単価(13 円 08 銭/kwh(その他季料金 10/1~3/31・税込) × 使用量)・・・①

→①－(①×法人特約契約 27.8%)

※電気単価等は毎年度 10/1 に変更あり。(電力会社との契約期間が 10/1~翌年 9/30 のため)

上・下水道 別紙「水道・下水道使用量早見表(75 mm)」による ※奇数月のみ請求

貸与備品(設備)一覧表

番号	品名	数量	備考
1	炊台(バーナー8口)	1	平成25年5月更新
2	炊台(バーナー2口)	1	
3	フライヤー	1	平成25年5月更新
4	炊飯器(2台組)	1	
5	ガス式ウォーマー	1	平成30年8月更新
6	ゆで麺機(6口)	1	平成30年8月更新
7	乾燥機	1	
8	冷凍冷蔵庫	1	
9	冷凍庫	1	
10	米収納庫	1	
11	洗米機	1	
12	流し台(ステンレス台付)	1	
13	食器入	1	
14	調理台(小)	4	
15	調理台(大)	2	
16	調理台(中)	1	
17	洗槽(2槽用)	1	
18	流し台(2槽)	1	
19	製氷機	1	平成26年6月更新

明石市立明石商業高等学校食堂 売上表(平成 27、28、29 年分)

	平成 27 年(円)	平成 28 年(円)	平成 29 年(円)
1 月	593,400	627,500	603,580
2 月	459,750	595,070	585,300
3 月	176,300	169,760	256,810
4 月	422,700	353,720	462,910
5 月	488,520	528,620	680,920
6 月	745,520	698,790	888,280
7 月	216,920	207,770	276,180
8 月	0	0	83,990
9 月	515,980	475,200	671,930
10 月	669,660	605,640	729,310
11 月	654,680	718,620	780,110
12 月	447,790	381,430	536,180
雑収入	19,400	71,720	23,099
合 計 (円)	5,410,620	5,433,840	6,588,599

※自動販売機売上を除く

主な既存メニュー及び価格(税込)一覧表

メニュー	価格
かけうどん	200 円
かけそば	200 円
きつねうどん	250 円
きつねそば	250 円
天ぷらうどん	280 円
天ぷらそば	280 円
カレーうどん	300 円
カレーそば	300 円
肉うどん	250 円
肉そば	250 円
カレーライス	310 円
カツカレー	400 円
オムライス	310 円
テリマヨ丼	310 円
他人丼	なし
から揚げ丼	310 円
カツ丼	310 円
牛丼	310 円
ミニ丼と麺セット	450 円
ライス	120 円
ライス大盛り	220 円
おにぎり2個・からあげ3~4個	360 円(おにぎり2個240円、からあげ3~4個入120円)
おにぎり2個	240 円
お味噌汁	100 円
アイスクリーム	100 円
コロッケ	80 円
から揚げ	120 円
フライドポテト	120 円

明石市立明石商業高等学校食堂営業事業者募集要項

明石市立明石商業高等学校において、生徒・職員の福利厚生のための食堂営業事業者を募集します。この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件の概要

所在地：明石市魚住町長坂寺 1250 番地

名称：明石市立明石商業高等学校

場所：明石市立明石商業高等学校 C 棟 1 階 109.58 m²

2 公募条件等

(1) 使用料等

①使用許可の期間

使用許可の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(その後の期間は、再度申請することにより更新することができます。)

②使用料

免除とします。

明石市学校条例第 9 条及び明石市学校条例施行規則第 15 条第 4 号による。

③その他必要経費等

物件の維持管理のため、通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。

(2) 使用上の制限

使用許可期間中は次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、光熱水費使用料等を指定する期日までに確実に納付すること。

② 物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

(3) 運営管理（営業方法）等

① 営業については、別紙「業務実施要領」によります。

② 本校から貸与できる物品は、「貸与物品一覧表」のとおりです。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 事業者は、使用期間が終了又は上記 2(4)により許可が取り消された場合は、速やかに現状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を請求することはできません。

3 参考データ

生徒数・職員数(平成30年5月1日現在)

生徒数 829 人、職員数(常勤)72 人 計 901 人

4 応募申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間：平成31年1月17日(木)から平成31年1月29日(火)午後4時55分必着

送付先：〒674-0072

明石市魚住町長坂寺 1250 番地

明石市立明石商業高等学校事務局 ^{ないとう}内藤 宛

<持参する場合>

受付期間：平成31年1月17日(木)から平成31年1月29日(火)必着

午前8時25分から午後4時55分まで

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先：明石市魚住町長坂寺 1250 番地 電話番号(078)918-5950

明石市立明石商業高等学校事務局 (担当：^{ないとう}内藤)

(2) 申込に必要な書類

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 主要販売予定品目等一覧表(様式2)(メニュー及び価格表並びに写真)
- ③ 会社概要がわかるもの(パンフレット等)

5 事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、より本校の要望を満たしている事業者に決定します。事業者の決定は、平成31年2月1日(金)の予定です。事業者の決定後、応募者に決定した事業者名を書面により通知するとともに、明石市教育委員会及び本校ホームページにも掲載します。

6 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、平成31年2月7日(木)までに、次の書類を提出してください。

- (1) 学校施設目的外使用許可申請書(指定様式)
- (2) 学校施設使用料減免申請書(指定様式)
- (3) 暴力団排除に関する特約(指定様式)
- (4) 誓約書(指定様式)
- (5) 主要品目販売価格表(任意様式)
- (6) 販売従事者名簿(任意様式)
- (7) 物品借用証書(指定様式)

7 事業者の決定の取消し

正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合は、事業者としての決定を取り消します。

8 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

9 問合せ

明石市魚住町長坂寺 1250 番地

明石市立明石商業高等学校事務局 担当：内藤^{ないとう}まで

電話番号 (078) 918-5950

F A X (078) 918-5951

(様式1)

応募申込書

2019年(平成31年) 月 日

明石市教育委員会 様

〒

所在地

氏名

印

電話番号

担当者携帯番号

明石市立明石商業高等学校における食堂営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、別紙「主要販売予定品目等一覧表」及び「会社概要書」を添付し、申し込みます。

明石市立明石商業高等学校業務実施要領

この実施要領は給食及び購買業務の概要を示すものであって、状況に応じてここに明記されていない事項についても常に明石商業高等学校保健厚生委員会と連絡、調整を密にし、かつ、誠実に実施するものとする。

- 1 使用者は、責任者及び従業員名簿（異動があったときを含む。）、食品衛生法第 52 条に基づく許可証（写し）・基本価格表を学校長に提出するとともに法令に基づく健康診断を受診する等健康管理に努めること。
- 2 食品衛生法、消防法その他関係法規を遵守し、関係者の指示に従わなければならない。
法令の遵守及び保健所等関係機関の指示はもちろん、学校長の指示に従うこと。
 - (1) 食品衛生関係講習会等学校長が特に指示した場合は、使用者の負担で出席しなければならない。
- 3 休日及び休業日は原則として国民の祝日・日曜日・土曜日・学校創立記念日・春季休業日・夏季休業日・冬季休業日とする。ただし、学校長が要請したときはこの限りではない。
 - (1) 営業時間は午前 11 時から午後 4 時 30 分までとし、時間を延長、短縮する必要があるときは、事前に保健厚生委員会と協議のうえ、学校長の承認を得るものとする。
 - (2) セルフサービス方式とする。
- 4 給食及び物品並びに価格は、近隣学校の価格を参考に保健厚生委員会と協議し、職員会議の意見を經て、学校長が承認する。
 - (1) 許可期間中において、市況の著しい物価変動により価格及び内容改正の必要が生じた場合は、使用者の申し出により前項に準じておこなうものとする。
 - (2) 基本価格は別紙のとおりとする。
 - (3) 給食の栄養については、最近の栄養調査動向に基づき、絶えず改善及び栄養の維持に努めなければならない。
 - (4) 給食内容については、青少年にとって魅力のあるものに努めるとともに季節に合わせたメニューについても配慮するものとする。
- 5 給食については、予定献立表を事前に作成のうえ、保健厚生委員会に提出し、その指示に従うものとする。
- 6 給食業務に必要な原材料の購入及び厨房用小物機器並びに什器は使用者が調度するとともに、物品購入業者への納入物品にかかる品質管理、衛生管理並びに指導についてもその責任を負うものとする。
- 7 従業員は、制服制帽を着用し、常に身体清潔の保持に努めなければならない。
 - (1) 従業員の衛生管理・指導のため、衛生管理責任者を定め、常駐させること。特に食中毒、伝染病の発生のないよう万全の注意を払わなければならない。
 - (2) 毎月検便を使用者の負担で実施し、その結果書面を権限者が必要と認めたときは、指示しなければならない。
 - (3) 給食従事者以外の者を厨房内に入れてはならない。
- 8 厨房、休憩室等関係各室の火災、盗難防止に注意し、被害の未然防止に努めなければならない。
- 9 従業員は、教育施設であることを認識し、利用者に対して誠意を持って接しなければならない。

- 10 使用者は、次の基本事項について、実施しなければならない。
 - (1) 食堂の厨房内の管理について
 - ア 床の清掃及びテーブルの清掃
 - イ 手洗い等の消毒液補充
 - ウ 電気、水道、ガスの開閉器の点検
 - エ 清掃用具の点検補充及びごみ箱等の処理
 - (2) 食堂、厨房周辺外の管理について
 - ア 厨房周辺外部の清掃と整理、整頓
 - イ 残飯処理の徹底
- 11 使用者は、本校の名義又は本校とまぎわらしい名義で物品の仕入れ、その他一切の営業行為をしてはならない。
- 12 使用者は使用する権利を第3者に譲渡又は当該物件を第3者に転貸してはならない。
- 13 使用者の設置した設備は、担保又は代物弁済にあててはならない。
- 14 営業にともなって第3者に損害を与えたときには、使用者が責任と誠意をもって解決すること。
- 15 学校長が必要と認めるときは、使用者に売上状況等の報告を求めることができる。
- 16 学校が企画する行事及び会議については協力をするものとする。
- 17 その他業務実施に係る必要な事項は、別に指示するものを除き、学校長と使用者双方が協議のうえ、定めるものとする。